

広島県ウイルス性肝炎治療費助成制度

平成20年4月1日から
入院・通院の医療費を助成しています



対象となる方

県内に住民票があり、県指定の専門医療機関で、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療を要すると診断され、県が認定した方

- ※インターフェロン治療は、3回目まで制度の利用を認める場合があります
- ※核酸アナログ製剤は、専門の医師が認めた場合、更新申請を行うことができます
- ※肝がん予防を目的とした少量長期投与など、助成が認定されない場合もあります

助成の内容

【助成額】

対象の保険診療の患者負担額(月額)から、次の自己負担限度月額を除いた額を助成します

自己負担限度月額	世帯の市町民税所得割額の合計
2万円	23万5,000円以上
1万円	23万5,000円未満

- ※文書料や入院中の食事代、個室ベッド代などは助成対象に含まれません
- ※医療保険から支給される高額医療費等は助成対象に含まれません

【助成期間】

申請書を提出した月の初日から1年以内で、治療予定期間に即した期間

- ※インターフェロン治療におけるC型慢性肝炎の難治症例で、要件を満たす方は、最大1年半助成を受けることができます

申請手続

- 申請書やそれに添付する所定の診断書等は県保健所窓口等で配布しています。
※詳しくは、裏面の「申請に必要な書類について」をご覧ください
- 診断書は、県指定の専門医療機関の専門医が記載したものがが必要です
- 義務教育を終えた世帯全員の市町民税(所得割)課税年額の合計額により自己負担限度月額を決定するため、原則として、課税のない方も含めて、義務教育を終えた世帯全員の市町民税(所得割)課税年額の状況を確認できる書類の提出が必要です
- 申請書類は、県庁または最寄りの県保健所担当窓口へ提出してください
※郵送でも受け付けています

認定されると

- 「肝炎治療受給者証」と「自己負担限度月額管理票」が郵送されます
- 上記の「受給者証」と「月額管理票」を指定医療機関等の窓口へ提示することで、医療費の助成が受けられます
※助成が受けられるのは「受給者証」に記載された医療機関等に限ります

「受給者証」に医療機関等を追加する場合や、自己負担限度月額を超えて支払いをした場合などは、県庁または最寄りの県保健所担当窓口にご相談ください

□ 問い合わせ先 □

県庁薬務課または最寄りの県保健所(支所)担当窓口
(裏面参照)

□ 担 当 窓 口 □

保健所等名	担当課	所管区域	所在地	電話番号
広島県庁	薬務課	県内全域	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3078
西部保健所	保健課	大竹市、 廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
西部保健所 広島支所	保健課	安芸高田市、 安芸郡、山県郡	〒730-0011 広島市中区基町10-52農林庁舎1F	082-513-5526
西部保健所 呉支所	厚生保健課	呉市、江田島市	〒737-0811 呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所	保健課	竹原市、東広島 市、豊田郡	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部保健所	保健課	三原市、尾道市、 世羅郡	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-4641
東部保健所 福山支所	保健課	福山市、府中市、 神石郡	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
北部保健所	保健課	三次市、庄原市	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5186

※所管区域以外でも申請可能です

申請に必要な書類について

上記窓口へ、次の書類を提出してください。

- (1) 肝炎治療受給者証交付申請書
- (2) 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書
※県が指定する専門医療機関の専門医によるものがが必要です
※インターフェロンフリー治療の再治療については、「インターフェロンフリー治療(再治療)に対する意見書」が必要になることがあります
- (3) 申請者の氏名が記載された被保険者証、組合員証等のコピー
- (4) 世帯全員の記載のある住民票の写し
※市(区)役所、町役場で発行されたもの(コピーされたものは不可)
※取得から3か月以内のものを提出してください
※マイナンバーが記載されていないものを提出してください
- (5) 義務教育を終えた世帯全員の市町民税(所得割)の課税年額を証明する書類
※市町民税所得割額の記載のあるもの(コピーされたものは不可)
※課税額の合算対象からの除外を希望する場合は必要項目が増えるので、下部も確認してください
※申請日に取得できる最新年度のもので、世帯全員分の年度は揃えてください
※市町が発行する市町民税の決定(納税)通知書も可(原本の提出または窓口での原本確認が必要です)
※市町民税特別徴収税額の決定通知書及び源泉徴収票は不可

【課税額の合算対象からの除外を希望する場合】

配偶者以外で、地方税法上・医療保険上扶養関係にない者が同一世帯に属するために自己負担限度額が高くなる場合、その者を合算対象から除外することができます。

この場合は上記の書類に以下の項目が必要になります。

- 「(4)世帯全員の記載のある住民票の写し」について
続柄の記載のあるものが必要になります
- 「(5)義務教育を終えた世帯全員の市町民税(所得割)の課税年額を証明する書類」について
所得控除対象者の人数と内訳の記載のあるものが必要になります

上記(1)(2)の書類は担当窓口または県ホームページで入手できます。